

□■養成所ニュースプラス第 29 号 2024□■

立冬を過ぎたというのに、夏日を観測した地域もあり陽気が安定しません。それでも、朝晩冷え込む日も増えてきました。皆さん体調の方はいかがですか。咳が長引いたり喉がれが続いている人が周囲にも多いように感じます。例年に増して、今年は十分に気を付けてください。睡眠時間が5時間を切ると免疫力がぐっと下がるといわれます。今日もやるべきことをきちんとやって、すっきりしてから眠ることにしましょう。

Plus Quiz は、「福祉行財政と福祉計画」（主に現「地域福祉と包括的支援体制」）から「福祉計画に定めるべき事項」を取りあげます。今回も選ばなかった選択肢のどこを直せば適切になるか合わせて考えてみましょう。

■Plus Quiz・・・・・・・・

【第 31 回問題 47】法律に基づく、福祉計画に定めるべき事項に関する次の記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

1. 都道府県介護保険事業支援計画では、介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを基に、市町村の介護保険料を定める。
2. 都道府県障害福祉計画では、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数を定める。
3. 市町村障害者計画では、各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込みを定める。
4. 市町村障害児福祉計画では、指定障害児入所施設等における入所児支援の質の向上のための事項を定める。
5. 市町村地域福祉計画では、社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項を定める。

正答と解説は最後に記載してあります。

■Yoseijo Info・・・・・・・・

・(35 期生) 修了に関する書類は、10 月 31 日（木）にレターパックライトで発送しています。届きましたら必ず確認し、もし書類の不足等がありましたらご連絡ください。また、書類が届かない場合にはご連絡ください。

住所変更後、変更届を提出していない場合はご提出ください。

・(36 期生) 教育訓練給付制度（専門実践教育訓練）の支給希望の方へ

11 月 1 日（金）に支給申請書類一式を普通郵便で発送しています。届きましたら内容を確認し、11 月中にご自身でハローワークに申請してください。印字内容が間違っている、ハローワークで受理されない等ありましたら早急にご連絡ください。

申請書類一式は原則として、再発行はできませんので、お取り扱いにはご注意ください。

本養成所からの申請書類発行のため、「受給資格者証と公的身分証明書のコピーの提出」及び「レポートの提出」「スクーリングへの出席」「授業料の納入」が必須となります。

・受講の手引の表紙裏（表紙の次のページ）に“レポート作成・提出チェックリスト”があります。

レポートの作成・提出の前に必ず確認してください。

■Test Info・・・・・・・・

国家試験に関する情報をお届けします

・第 37 回国家試験は、令和 7 年 2 月 2 日（日）です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393962&c=3246&d=99c7>

※試験時間、試験科目（午前・午後の内訳）が公開されました。

・第 37 回国家試験から適用する社会福祉士国家試験合格基準並びに総試験時間数が公表されました。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393963&c=3246&d=99c7>

・日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催の全国統一模擬試験のご案内です。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393964&c=3246&d=99c7>

※申し込み受付期間は終了しています。

・本養成所では、受験対策講座の一環として「受験対策のポイントを中心とするガイダンス」を web にて公開しています。

アクセスするための URL やパスワード等のお知らせはすでに郵送しておりますので、ぜひ受講してください。

URL はこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393965&c=3246&d=99c7>

■Plus Info

その他の情報をお届けします

・日本知的障害者福祉協会では様々な情報を発信しております。

詳しくはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393966&c=3246&d=99c7>

・本養成所では、皆さんの後輩にあたる第 37 期生の出願を受け付けております。

現在、1 期募集を受付中です。皆さんの周りで社会福祉士取得を目指している方、関心をお持ちの方がいらっしゃいましたら、是非とも本養成所をご紹介しますようお願いいたします。

出願手続き等についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393967&c=3246&d=99c7>

資料請求についてはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393968&c=3246&d=99c7>

■Back Number

過去のバックナンバーはこちら→<https://a02.hm-f.jp/cc.php?t=M1393969&c=3246&d=99c7>

■Plus Column

年末まで休載します。

【Plus Quiz 正答と解説】

「福祉行財政と福祉計画」の内容は、「地域福祉と包括的支援体制」の出題基準に加わりました。中項目「福祉計画の意義・目的と展開」は今までも各回で複数の問題が出されてきました。今回も各法を根拠とする各計画に盛り込むべき内容が問われています。都道府県と市町村ごとに策定方法や計画内容、評価方法、策定義務等整理して理解する必要があります。

メルマガ 9 号でもお伝えしましたが、新出題基準項目には「地域福祉の動向」「地域社会の変化と多様化・複雑化した地域生活課題」「災害時における総合的包括的な支援体制」「地域福祉と包括的支援体制の課題と展望」等があります。他科目も含め、過去問でも多く出題されています。不足している知識は該当のテキストで補ってください。

1. ×「介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み」は、都道府県介護保険事業支援計画ではなく市町村介護保険事業計画で定めます。第 1 号被保険者の保険料は、市町村が条例で定めます。市町村介護保険事業計画も都道府県介護保険事業支援計画も策定が義務付けられています。

2. ○障害福祉計画は、「障害者総合支援法」に基づく行政計画で、市町村にも都道府県にも策定が義務付けられています。

3. ×「各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み」は市町村障害者計画ではなく、市町村障害福祉計画（都道府県が定める区域ごとの見込み量は都道府県障害福祉計画）で定めます。障害者計画は障害者基本法に基づく行政計画で、市町村にも都道府県にも策定が義務付けられています。障害者のための基本的な施策を計画するものです。

4. ×「指定障害児入所施設等における入所児支援の質の向上のための事項」は、市町村障害児福祉計画ではなく、都道府県障害児福祉計画で定めます。市町村には、障害児入所施設に関する権限はありません。市町村にも都道府県にも策定が義務付けられています。

5. ×「社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項」は、市町村地域福祉計画ではな

く、都道府県地域福祉支援計画で定めます。専門職の確保・陽性や資質の向上は、各市町村がそれぞれ行なうものではなく、都道府県の責務になります。市町村地域福祉計画も都道府県地域福祉支援計画も策定は努力義務です。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

※問い合わせ等については社会福祉士養成所ホームページより行えます。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19 K D X 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus